

令和4年2月21日

野木町農業委員会第20回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第20回総会 会議録

1. 開催日時 令和4年2月21日（月）午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 第2会議室
3. 出席委員 9名
 - 会長 9番 黒 須 市 郎
 - 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
 - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
 - 3番 古 澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
 - 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
 - 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 潮事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主事
5. 付議案件
 - 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 非農地証明願について
 - 議案第3号 野木農業振興地域整備計画の変更について
 - 議案第4号 農地利用集積計画の策定について
 - 議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する農地取得に係る下限面積（別段面積）の設定について
 - 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について
 - 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について
 - 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について

「 議 事 」

事務局 開会を宣言（午前10時）

議長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、議席番号7番 針谷盛也委員、8番 須田啓一委員
を指名した。書記には、尾崎主事を指名した。
議事に入る旨を告げる。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請
について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第1号 受付番号74について説明。

受付番号74

野渡 1筆 490㎡ 登記・現況ともに畑

譲渡人 A氏

譲受人 B氏

移転の内容 売買による所有権移転

事由の概要 住宅敷地

議長 野渡地区担当調査員の報告を求めた。

1番委員 2月14日、2番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と代理人立会
のもと現地調査を行った。
B氏は現在アパートに住んでいますが、子供の成長に伴い自己用住宅の建築
を考えたため。本申請となったとのことでした。なお、第1種農地ですが、
代替性がなく集落接続が取れることから許可にあたっては何ら問題ないと
思われますので、ご審議お願いします。

議長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

7番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議長 質疑がないか諮った。（質疑なし）
質疑がないため、議案第1号 受付番号74について許可することに賛
成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）

全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第2号 非農地証明願について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号 受付番号70について説明。

受付番号70

野渡 1筆 239㎡ 登記簿 畑・現況 宅地

願出人 C氏

事由の概要 昭和23年頃より住宅敷地として利用しているため。

議長 野渡地区担当調査員の報告を求めた。

2番委員 2月14日、1番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と代理人立会のもと現地調査を行った。
願出のとおり昭和23年より住宅敷地として使用されていることを確認しましたので、許可にあたっては何ら問題ないと思われます。ご審議お願いします。

議長 質疑がないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号70について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、受付番号75について事務局に説明を求めた。

事務局 議案第2号 受付番号75について説明。
野渡 1筆 1,208㎡ 登記簿 畑・現況 雑種地
願出人 D氏
事由の概要 平成11年5月頃より資材置場及び駐車場(車庫)として利用しているため。

議長 野渡地区担当調査員の報告を求めた。

2番委員 2月14日、1番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と代理人立会

のもと現地調査を行った。

願出および国土地理院の航空写真のとおり平成11年以前より資材置場及び駐車場（車庫）として利用されていることを確認しましたので、許可にあたっては何ら問題ないと思われま。ご審議お願いします。

議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

7番委員 調査員の報告のとおり要件を満たしているのでは、何ら問題ないと思われま。ご審議お願いします。

議 長 他に質疑はないか諮った。（質疑なし）
質疑がないため、議案第2号 受付番号75について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第3号野木農業振興地域整備計画の変更について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第3号 整理番号1について説明。
佐川野 1筆 3,083㎡の内138㎡ 台帳 畑・現況 宅地
利用目的 住宅敷地
利用予定者 E氏
所有者 E氏

議 長 佐川野地区担当調査員の報告を求めた。

6番委員 2月15日、4番委員、地元担当の8番委員、地元推進委員と代理人立会のもと現地調査を行った。
農地の1部が住宅敷地と利用されていたため、本申請にいたったことである。なお、今回の農業振興地域からの除外が認められたあとに非農地証明を申請予定である。
許可にあたっては何ら問題ないと思われま。ご審議お願いします。

議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

8番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われ。

議 長 他に質疑はないか諮った。（質疑なし）

質疑がないため、議案第3号 整理番号1について許可することに賛成の
挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第4号 農地利用集積計画の策定について事務局の説明を求め
た。

事務局

議案第4号 農地利用集積計画の策定について説明。

整理番号3-76

更新丸林	15筆	計13,146.19㎡	現況 田
設定する者	F氏		
設定を受ける者	G氏		
期間	令和4年3月1日から令和9年2月28日		
利用権の種類	賃借権		
借賃	10aあたり10,000円		
借賃の支払時期	毎年9月末日までに支払い		

整理番号3-77

更新丸林	1筆	969㎡	現況 田
設定する者	H氏		
設定を受ける者	G氏		
期間	令和4年3月1日から令和9年2月28日		
利用権の種類	賃貸借		
借賃	10aあたり10,000円		
借賃の支払時期	毎年9月末日までに支払い		

整理番号3-78

新規佐川野	3筆	計2,516㎡	現況 田
設定する者	I氏		
設定を受ける者	J氏		
期間	令和4年3月1日から令和14年2月29日		
利用権の種類	賃借権		
借賃	10aあたり5,000円		
借賃の支払時期	毎年12月末日までに支払い		

整理番号3-79

新規佐川野	1筆	1,682㎡	現況 畑
-------	----	--------	------

設定する者 K 氏
設定を受ける者 J 氏
期 間 令和4年3月1日から令和14年2月29日
利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-80

新規 佐川野 1筆 2,431㎡ 現況 畑
設定する者 L 氏
設定を受ける者 J 氏
期 間 令和4年3月1日から令和14年2月29日
利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-81

新規 佐川野 1筆 3,421㎡ 現況 田
設定する者 M 氏
設定を受ける者 J 氏
期 間 令和4年3月1日から令和14年2月29日
利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-82

更新 川 田 2筆 計1,608㎡ 現況 田
設定する者 N 氏
設定を受ける者 O 氏
期 間 令和4年3月1日から令和9年2月28日
利用権の種類 賃借権
借 賃 全面積で米1俵
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号3-83

更新 南赤塚 2筆 計3,724㎡ 現況 田
設定する者 P 氏
設定を受ける者 Q 氏
期 間 令和4年3月1日から令和9年2月28日
利用権の種類 賃借権
借 賃 10aあたり10,000円
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号 3-84

新規中谷 1筆 998㎡ 現況 田
設定する者 R氏
設定を受ける者 S氏
期間 令和4年3月1日から令和9年2月28日
利用権の種類 使用貸借権

整理番号 3-85

新規中谷 6筆 計9,124㎡ 現況 田
設定する者 T氏
設定を受ける者 S氏
利用権の種類 賃貸借
借賃 10aあたり米30kg
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号 3-86

新規野木 3筆 計15,119㎡ 現況 田
設定する者 U氏
設定を受ける者 V氏
利用権の種類 所有権
対価 4,300,000円
対価の支払期限 令和4年3月31日

整理番号 3-87

新規野木 1筆 2,388㎡ 現況 田
設定する者 W氏
設定を受ける者 V氏
利用権の種類 所有権
対価 650,000円
対価の支払期限 令和4年3月31日

整理番号 3-88

更新中谷 2筆 計1,778㎡ 現況 田
設定する者 X氏
設定を受ける者 Y氏
期間 令和4年3月1日から令和7年2月28日
利用権の種類 賃貸借

借 賃 1 0 a あたり米 0. 5 俵
借賃の支払時期 毎年 1 2 月 3 0 日までに支払い

整理番号 3 - 8 9

新規 佐川野 2 筆 計 3, 5 6 2 m² 現況 田
設定する者 Z 氏
設定を受ける者 AA 氏
期間 令和 4 年 3 月 1 日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日
利用権の種類 賃借権
借 賃 1 0 a あたり米 0. 5 俵
借賃の支払期限 毎年 1 2 月末日までに支払い

議 長

質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第 4 号 農地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第 5 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する農地取得に係る下限面積(別段面積)の設定について事務局の説明を求めた。

事 務 局

議案第 5 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する農地取得に係る下限面積(別段面積)の設定について説明

5 年に一度公表される農林業センサスの結果の公表に伴い、農地取得に係る下限面積(別段面積)の見直しを行うものです。

下限面積は、農地取得に係る許可要件の 1 つであり、受け手の許可後の耕作面積(経営面積)が「原則として北海道では 2 ha 以上、都道府県では 5 0 ha 以上となること」と規定されています。この下限面積について、平成 2 1 年 1 2 月農地法の施行改正により、下限面積である 5 0 a が地域の平均的な経営規模や遊休農地の状況から見て、その地域の実情に合わない場合には農業委員会の判断で「別段の面積」を定めることができるようになりました。

また、別段の面積を設定する際の基準について、農地法施行規則第 1 7 条において、「設定区域は、自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる区域であること」、「定めようとする別段の面積未滿の農家数が設定区域内において全農家数の 4 割以上であること」等と定められております。

そして、2 0 2 2 年農林業センサスにおける下限面積 5 0 a 未滿の経営体

数は44と全体の約13%であり別段面積を設定する基準を満たしていない状況であり、令和3年度の利用状況調査の結果、遊休農地率につきましても0.68%と非常に低い状況であるため、下限面積（別段面積）を変更する必要性はないと考えられますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

質疑がないか諮った。（質疑なし）

質疑がないため、議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する農地取得に係る下限面積（別段面積）の設定について不要とすることに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）

全員賛成と認め不要することを告げた。

次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について説明。

受付番号69

友 沼	1筆	671 m ²	登記簿	山林・現況	畑
譲渡人	A B 氏				
譲受人	A C 氏				
事由の概要	住宅敷地				
移転の内容	売買による所有権移転				

受付番号72

友 沼	1筆	231 m ²	登記簿	畑・現況	田
譲渡人	A D 氏				
譲受人	A E 氏				
事由の概要	住宅敷地				
移転の内容	売買による所有権移転				

受付番号76

丸 林	1筆	682 m ²	登記簿	畑・現況	畑
譲渡人	A F 氏				
譲受人	A G 氏				
事由の概要	住宅敷地				
移転の内容	売買による所有権移転				

議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事務局 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について説明。

受付番号290

野 木 1筆 2,388㎡ 現況田
賃貸人 W氏
賃借人 AH氏
解約理由 賃貸人の都合による
合意解約日 令和4年1月27日

受付番号291

野 木 3筆 15,119㎡ 現況田
賃貸人 U氏
賃借人 AH氏
解約理由 賃貸人の都合による
合意解約日 令和4年1月27日

議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第3号農業経営責任者変更届について、事務局の説明を求めた。

事務局 報告第3号農業経営責任者変更届の受理報告について説明。

受付番号68

届出者 AI氏
変更前の経営責任者 AI氏
変更後の経営責任者 AB氏
変更理由 高齢のため

受付番号71

届出者 AK氏
変更前の経営責任者 J氏
変更後の経営責任者 AK氏

変更理由 経営移譲のため

受付番号 73

届出者 AL 氏

変更前の経営責任者 AM 氏

変更後の経営責任者 AL 氏

変更理由 死亡のため

議長

この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。

議案第1号から第5号、報告第1号から第3号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局に諮った。

事務局

- ① 2022年度農業委員会総会で審議する書類の提出締切日のお知らせについて
- ② 農地の売り渡しおよび譲渡希望について
- ③ 令和4年度の施設予約について

議長

他にあるか諮った。(別になしの声あり)

以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前11時30分)